

目的

滋賀県と県内市町が共同し、重度障害児者の入所支援および通所支援を一体的に実施することにより、重度障害児者が地域生活を継続できる地域基盤の充実に図る。

実施主体
市町

(1) 重症心身障害者特別加算事業 (必須事業) ※児童等は(9)により県負担で実施

入所施設における重症心身障害者に対する医療ケアと1対1介護の提供および短期入所枠の確保のために、対象事業所に特別加算費を交付

(対象事業所) 医療型障害児入所施設の指定と療養介護事業所の指定を併せて受けている施設 (旧重症心身障害児施設)

(単 価) 61,000円/人月

(2) 重症心身障害者対応看護師配置加算事業 (選択事業)

生活介護事業所における重症心身障害者に対する医療ケアの提供のために、対象事業所へ看護師配置加算費を交付

(対象事業所) 重症心身障害者の割合50%以上、定員1人につき一定数以上の看護師配置

(基準単価) 0.1人以上 310円/人日、0.09人以上0.1人未満 250円/人日

(3) 重症心身障害者対応人員配置加算事業 (選択事業)

生活介護事業所における重症心身障害者に対する適切な支援の提供のために、対象事業所へ人員配置加算費を交付

(対象事業所) 重症心身障害者の割合50%以上、利用者1.4人につき1人の直接処遇職員配置

(基準単価) 1,520円/人日

(4) 強度行動障害者通所特別支援事業 (選択事業)

生活介護事業所における強度行動障害者に対する1対1介護など、きめ細かな支援の提供のために、対象事業所へ特別支援費を交付

(対象事業所) 15点以上かつ区分5以上、新規通所後3年(18点以上の者は4年)未満の者が通所する事業所

(基準単価) 次の人員配置基準別に定める額

6:1事業所 9,100円/人日、5:1事業所 8,700円/人日、3:1事業所 7,250円/人日、2.5:1事業所 6,550円/人日

2:1事業所 5,450円/人日、1.7:1事業所 4,500円/人日、1.4:1事業所 3,100円/人日

(5) 重症心身障害者入浴サービス加算事業 (選択事業)

生活介護事業所における重症心身障害者に対する入浴サービスの提供のために、対象事業所に入浴サービス加算費を交付

(対象事業所) 特殊浴槽を設置している生活介護事業所

(基準単価) 4,000円/人日

県補助

補助率

1/2

(2)~(5)の事業については、(1)の事業を実施する市町に対し補助金を交付

実施主体
県

(6) 重症心身障害者等施設整備事業費補助金

重症心身障害者等を受け入れるグループホーム・生活介護事業所の新規創設経費や、強度行動障害者を受け入れるグループホーム・生活介護事業所の個室化等のための改修経費に対する補助

(7) 重症心身障害者ケアマネジメント支援事業

地域で実施する障害者ケアマネジメントに対して、重症心身障害者の専門的見地から支援を行う。

(8) 強度行動障害者対応専門家チーム巡回事業

強度行動障害者に対してより手厚い支援を提供するために、(4)の対象事業所に対して、専門家チームを派遣し、個別支援計画の作成等に関する助言を行う。

(9) 重症心身障害児等特別加算事業 ※(1)の事業を実施しない市町の入所者についても対象

入所施設における重症心身障害児等に対する医療ケアと1対1介護の提供および短期入所枠の確保のために、対象事業所に特別加算費を交付

(対象事業所) 医療型障害児入所施設の指定と療養介護事業所の指定を併せて受けている施設 (旧重症心身障害児施設)

(単 価) 61,000円/人月